

〔法学新報〕第十二卷六（一三五）号

明治三十五年六月十日

東京法学院記事

○懸賞討論会 五月十一日開会すへき筈なりし同会は都合に因りて延期し五月十八日午後正一時より同院大講堂に於て開会す出題者仁井田法学博士臨席審判講評ありて非常の盛会なりし問題は前号所載の如く『甲者あり某所に於て其の犬を失ひたるに因り之を連れ来る者に金五円の謝体を与ふへき旨を新聞紙に広告したり甲者の友人乙者偶然甲者の犬の途上に徘徊せるを見之を甲者の家に連れ行きたる後始めて右の新聞紙広告を見たり乙は謝礼を受くるの権利を有するや』にして仁井田博士判定の結果之か撰に当りし者左の如し

第一等賞 妹尾繁雄（一年級）……積極説

第二等賞 池田寛作（三年級）……消極説

第三等賞 鈴木 蒨（二年級）……消極説

第四等賞 松林治義（二年級）……積極説

右諸氏の外尚ほ博士は左の諸氏を等外優等者として撰拔せられたるに内外論叢一部宛を贈与せられたり

松阪 甫（三年） 秋山利藏（二年） 片岡尚文（一年）

直江義之助（二年）

賞品の授与終るや博士は起て簡単に其所見を演述せらる博士の意見は要するに我民法は理論上広告に依る意思表示に付き契約説を採りたるものなれとも其意思表示の效果に付ては単独行為説に拠りたるものにして従て本問に対しては結局積極的の断案を下さざる可からすと謂ふに在り即ち戦勝の采配は積極論者の方に挙げられたるなり而して当日の妹尾池田二氏の討論趣旨を摘録すれば妹尾氏曰く「本問は広告の性質に関する問題にして之を明かにせば自ら釈然たるなり広告の性質に付ては申込なりとの説あるも余輩は之を以て単独行為なりと解釈するの我民法最も当を得たるを信するものなり凡そ或る人に対し或る給付を為すの義務を負担するの意思を表示するも之に因りては債権を発生せざるを原則とす故に法律は民法第五百二十九条に於て「其行為を為したる者に対して其報酬を与ふる義務を負ふ」と規定し単独行為の原則に対する例外を認めたることを明かにせり又広告は特定の相手方なき意思表示なり元來債権債務の關係は特定人の間に於ける關係なるか故に意思表示と同時に義務を負担するものに非ず故に同条は又行為者を俟て始めて義務を負担するものなることを明かにせり広告を以て契約の申込とし指定行為を為すを以て黙示の承諾なりとなすときは義務を負ふは当然のことにして敢て規定を要せざるなり加之申込説に従ふときは行為者は之を承諾するに当り其申込ありしことを知るを以て足れりとせず尚ほ法律上の効果を生せしめんとの意思を以て承諾せざるへからず然らされは契約を成立せしめず然るに五百

二十九条に依れば其行為を為したる者に対し義務を負ふと規定し、主観的意思の合致を必要とせず客観的的行為の合致のみを以て足れりと為すにあらすや此点より見るも反対論者の説採るに足らざるなり広告の性質果して斯の如しとせば勢ひ本問に対し積極的断定を下さざるを得ざるなり」と池田氏曰く民法第五百二十九条の解釈は本問論決の因て分るる所なり而して余は本条を以て契約成立に関する規定なりと信す抑或る行為を為したる者に一定の報酬を与ふる旨を広告したる場合は民法第五百二十六条の適用上其法律関係を明かにすることを得可く別に規定するの必要無しと雖も民法は世人の疑惑を解き併せて広告の取消及報酬分配等に関する特別規定を設くるの必要上特に第五百二十九条以下を規定せるに外ならず且夫れ民法か此規定を以て「契約の成立」の題下に置けると法律行為は法定の取消原因(民法第百十九条以下)無くして任意取消を許さざるの原則に対し非常の例外として当事者の自由意思を最も尊重すへき契約に關してのみ或る制限の下に特に其申込の任意取消を許したる精神を貫徹して広告の取消を許せるとに見るも亦以て法意の在る所を知るに足れり而して乙者の所為は甲者の申込に対する承諾としての効力を生せず蓋し所為に後れて形成せられたる意思か行為の性質に遡及的影響を及ぼすは追認の場合の外決して之れ無ければなり論者或は民法第五百二十九条を以て広告なる一方行為か広告者に義務を生ずる絶対的規定なりとし乙者か其意思なくして権利を取得するを妨けずと論すと雖も反意の権利取得は其権利か他人の利害に何等直接の關係無き場合に於て正当に之

を云ふへく(民法第二百四十八条参照)而かも乙者に権利取得の意思無かりしか故に論者の説に賛するを得ず」と

○学年試験 同院にては本月二十日より学年試験を挙行し來る

七月七日を以て終了する由